

《補助対象事業所要件に関する注意事項》

【対象事業所の要件】

以下の（１）～（４）の要件を全て満たすこと。

- （１）東京都内で以下の障害福祉サービス等を提供する事業所であること 又は 都外施設（P.1 参照）で以下の障害福祉サービス等を提供する事業所であること

対 象 サ ー ビ ス			
居宅介護	重度障害者等包括支援	共同生活援助(指定共同生活援助)	保育所等訪問支援
重度訪問介護	施設入所支援	共同生活援助(日中サービス支援型)	福祉型障害児入所施設
同行援護	自立訓練(機能訓練)	共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)	医療型障害児入所施設
行動援護	自立訓練(生活訓練)	児童発達支援	自立生活援助
療養介護	就労移行支援	医療型自立発達支援	就労定着支援
生活介護	就労継続支援 A 型	放課後等デイサービス	就労選択支援
短期入所	就労継続支援 B 型	居宅訪問型児童発達支援	

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所は除く。(指定管理者が管理するものは対象)

※ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、同法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」は除く。

※ 児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、同法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除く。

- （２）対象者（P.6 参照）が在籍しており、対象者の育成計画を作成し、対象者に奨学金返済手当等を支給していること。
- （３）令和7年4月1日現在、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること。
- （４）令和7年4月1日現在、①②の資格取得支援制度を有すること。

① 対象者が介護福祉士を受験する場合

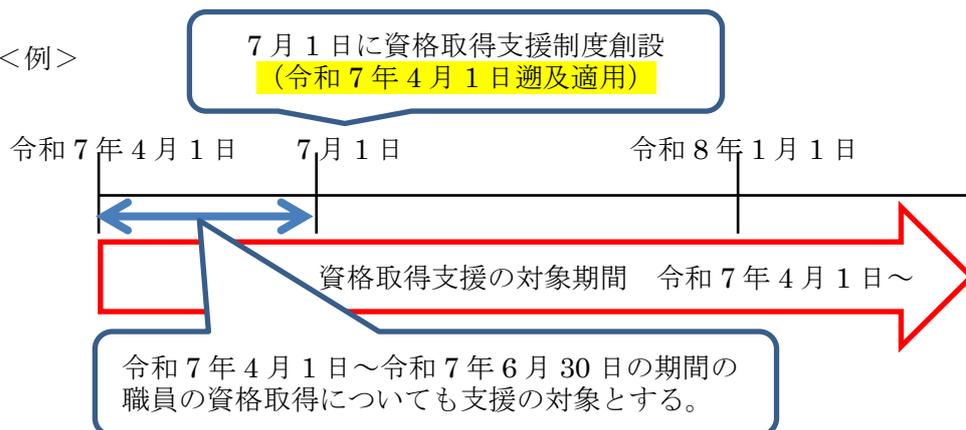
「介護職員初任者研修」、「実務者研修」及び「介護福祉士国家試験」3つ全ての資格取得支援制度

② 対象者が社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を受験する場合

対象者が受験する国家試験の資格取得支援制度

※ 資格取得支援制度について、令和7年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の令和7年4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合（令和7年4月1日に遡及して適用する場合は、本事業の対象となります）。

<例>



《補助対象者要件に関する注意事項》

【対象者の要件】

以下の（１）～（５）の要件を全て満たすこと。

（１）常勤福祉・介護職員として採用した者（有期雇用を除く。）

（２）現に奨学金を返済している者

（３）次の①、②のいずれかに該当する者

① 令和７年１月２日から令和８年１月１日までに採用された者で、その採用日までに学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校（以下「学校等」という。）を修了・卒業（以下「卒業等」という。）しており、補助対象事業者採用される日以前に、障害及び高齢分野において、福祉・介護職員として、通算６か月を超えて勤務した経験がない者（学生時代のアルバイト等経験を除く。）

② 令和６年度本事業の対象者であった者（本事業の「令和６年度補助金確定通知書」の発行を受けた者）

※令和５年度以前に本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって令和６年度の対象者とならなかった者を含む。

（４）上記（３）の①に該当する者については、令和７年４月１日現在、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師資格をいずれも有していない者

（５）交付基準日（令和８年１月１日）までに対象事業所で勤務している者

※ 令和７年１月２日から令和８年１月１日までに、対象事業所に異動した方であっても、令和７年１月１日以前に補助対象事業者採用された職員は、対象外となります。

※ 令和８年１月２日から令和８年３月３１日までに補助対象事業者採用された職員は、令和７年度は対象外となります。次年度（令和８年度）にお申し込みください。

《補助対象経費の範囲に関する注意事項》

【補助対象経費の範囲】

令和7度は、補助対象期間の開始月から令和8年3月31日までに対象者に支払った奨学金返済手当等が補助の対象となります。

よって、**令和7年度の補助対象は、支給日が令和8年3月31日以前**である必要があるため、「**令和8年3月分の奨学金返済手当**」を**令和8年4月以降に支給した場合は令和7年度の経費としては対象外**となりますので御注意ください。

＜例＞ 翌月払い方式の場合

- ・手当の支給額 対象者の一月の奨学金返済額を手当で支給
当月分の給料（手当を含む）を翌月に支給する。（例：4月分の給料は5月に支給）
 - ・奨学金返済額 月賦：1万円 半年賦：6万円（7月と1月）
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度の開始は令和7年4月からとしています。

(単位:万円)

		令和7年度												令和8年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
法人	賃金計算期間	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
	給与支給		1	1	1	7	1	1	1	1	7	1	1	1	1

令和7年度中に法人が支給した額(点線枠内)が補助対象となります。
例の場合、5月～3月支給の23万円が令和7年度の補助対象となります。

《補助対象経費に関する注意事項》

【補助額に関する注意事項】

補助額は、以下の3つを比較した内の最も低い額となりますので、御注意ください。

- ① 在籍期間中の奨学金返済手当等支給額
- ② 対象者の奨学金返済額
- ③ 補助基準額（5万円×補助対象期間（月））

なお、対象者が退職や対象外事業所へ異動し、補助の対象外となった場合、**当該対象者の退職・異動までに手当等が支払われる必要があります**ので、御注意ください。

＜例1＞手当で毎月支給する場合

- ・奨学金返済額 月賦：1万円 半年賦：6万円（7月・1月）
 - ・手当の支給額 手当2万円/月（年間支給額24万円）
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度の開始を4月からとしています。

(単位:万円)

計画時		令和7年度												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
法人	手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

補助対象期間4月～12月中の
 ①手当等支給額18万
 ②奨学金返済額15万
 ③補助基準額45万（5万×9か月）
 を比較して最も低い額15万円が補助対象となる。



対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

(単位:万円)

実績報告時		令和7年度													12月までの計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15
法人	手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	18

＜例2＞一時金・賞与で支給する場合

- ・奨学金返済額 月賦：1万円 半年賦：6万円（7月・1月）
 - ・一時金（賞与）の支給額 一時金（賞与）として3月に24万円を支給
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度の開始を4月からとしています。

(単位:万円)

計画時		令和7年度												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
法人	一時金で支給												24	24

補助対象期間4月～12月中の
 ①手当等支給額 0
 ②奨学金返済額15万
 ③補助基準額45万（5万×9か月）
 を比較して最も低い額が0（支給する前に退職）のため、補助額は0円となる。



対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

(単位:万円)

実績報告時		令和7年度													12月までの計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15
法人	一時金で支給												24	24	0